

足利市ホームページ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、足利市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、足利市広告掲載事業要綱（以下「要綱」という。）及び足利市広告掲載に関する運用基準（以下「基準」という。）に基づき、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないものとする。

（広告の掲載位置）

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページで市が指定した位置とする。

（広告の枠数、規格及び掲載料）

第4条 広告の枠数、規格及び掲載料は、別表1のとおりとする。

（広告の掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は1カ月単位とし、連続して掲載できる期間は最大12カ月とする。
2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その時間に應じ別表2のとおり掲載期間を延長する。

（広告掲載希望者の募集）

第6条 市長は、市ホームページ及び広報あしかがみにより広告掲載希望者を公募する。

（広告掲載の申し込み）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、足利市ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式1）に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（広告掲載等の決定等）

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に基づき掲載の可否を決定する。
2 広告の掲載が適当と決定した件数が当該広告掲載件数を超えたときは、申し込み順により広告の掲載を決定する。
3 第1項若しくは第2項の規定に基づき、広告の掲載を決定したときは広告掲載決定通知書（別記様式2）を申込者に送付し、広告掲載の契約を締結する。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、掲載の決定日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成・提出)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者(以後「広告主」という。)は、市が指定する方法により広告原稿を作成するものとし、市が指定した期日までに提出するものとする。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料金は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

1. 広告枠数

広告枠は1広告最大5コマとする。

2. 掲載規格及び掲載料

規格(1枠につき)	期間	掲載料
天地 50ピクセル 左右 150ピクセル 容量 4キロバイト以内 ファイル形式 GIF	1カ月	15,719円 (税抜き14,290円)
	6カ月	78,595円
	12カ月	157,190円

上記金額は消費税相当分(10%)を含むものとする。

別表2 (第5条関係)

閉鎖した時間	延長する期間
連続して3時間以上24時間以内	1日
連続して24時間を超え48時間以内	2日
連続して48時間を超え72時間以内	3日
連続して72時間を超え96時間以内	4日
連続して96時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数+1日